

多摩区交通安全対策員証交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多摩区危機管理担当に所属する多摩区交通安全対策員（以下「対策員」という。）に対する多摩区交通安全対策員証（以下「対策員証」という。）の交付、携帯及び取扱い等について、必要な事項を定めるものとする。

(対策員証の交付)

第2条 対策員の身分を対外的に明確にするため、対策員に対して対策員証を交付するものとする。

(対策員証の携帯等)

第3条 対策員は、その身分を明確にし、職務の適正な執行を図るため、対策員証を常に所持し、職務の執行にあたり必要な場合は、呈示しなければならない。

2 対策員証は、取扱いを慎重にし、他人に貸与又は譲渡してはならない。

3 対策員証を亡失若くは損傷したとき又は、表面記載事項に変更のあった場合は、多摩区交通安全対策員証再交付願を提出し、再交付を受けなければならない。

ただし、損傷若くは表面記載事項に変更のあった場合は、当該対策員証を添付しなければならない。

4 退職、死亡等の場合は、遅滞なく対策員証を返納しなければならない。

(有効期間)

第4条 対策員証の有効期間は、交付の日から任用期間終了日までとする。

ただし、任用期間中に対策員としての身分を失ったときは、その身分を失った日をもって失効する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、多摩区長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式目次

様式番号	名 称	関係条文
1	多摩区交通安全対策員証	2
2	多摩区交通安全対策員証再交付願	3

第1号様式

(表)

多摩区交通安全対策員証	第 号
氏 名	写 真
所 属	
職員コード	
生年月日	
性 別	
有効期限	年 月 日まで有効
川 崎 市 多 摩 区 長 印	

注 意	
1 本証は常に携帯し、必要のある場合は呈示しなければならない。	
2 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。	
3 職員の身分を失ったときは、速やかに返還しなければならない。	
4 本証を亡失若しくは損傷した場合又は表面記載事項に変更のあった場合は、速やかに届け出て再交付を受けなければならない。	

〔 用 紙 縦 6.4センチメートル
横 9.1センチメートル 〕

第2号様式

押 印 欄

多摩区交通安全対策員証 再交付願

____年____月____日

川崎市多摩区長 様

所属_____

職名_____

氏名_____

住所_____

生年月日____年____月____日

次のとおり再交付をお願いします。

職員コード	
再交付を受ける 事由	1 紛失 2 破損 3 その他 ()
再交付の日	※ 年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。